

兵庫県公報

平成19年12月25日 第2号外

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

ページ

○クリーニング業の届出手続等を定める規則等の一部を改正する規則（生活衛生課）…………… 1

公布された法令のあらまし

●クリーニング業の届出手続等を定める規則等の一部を改正する規則（規則第79号）

学校教育法の一部改正等に伴い、次に掲げる規則について同法の引用条文を改める等所要の整備を行うこととした。

- 1 クリーニング業の届出手続等を定める規則
- 2 調理師免許に関する手続を定める規則
- 3 特設水道条例施行規則
- 4 看護師学生等修学資金貸与規則
- 5 兵庫県立厚生専門学院学則
- 6 兵庫県立総合衛生学院学則
- 7 漁業監督吏員の資格を定める規則

規 則

クリーニング業の届出手続等を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第79号

クリーニング業の届出手続等を定める規則等の一部を改正する規則

(クリーニング業の届出手続等を定める規則の一部改正)

第1条 クリーニング業の届出手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第8号中「第47条」を「第57条」に改める。

(調理師免許に関する手続を定める規則の一部改正)

第2条 調理師免許に関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第47条」を「第57条」に改める。

(特設水道条例施行規則の一部改正)

第3条 特設水道条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

(看護師学生等修学資金貸与規則の一部改正)

第4条 看護師学生等修学資金貸与規則（昭和39年兵庫県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第62条」を「第97条」に改める。

第11条第1号ア中「第27条第2項」を「第7条第6項」に改め、同条第2号中「第62条」を「第97条」に改める。

(兵庫県立厚生専門学院学則の一部改正)

第5条 兵庫県立厚生専門学院学則（昭和40年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号及び第2号中「第56条」を「第90条」に改める。

(兵庫県立総合衛生学院学則の一部改正)

第6条 兵庫県立総合衛生学院学則(昭和46年兵庫県規則第76号)の一部を次のように改正する。

第11条第2号及び第4号中「第56条」を「第90条」に改める。

(漁業監督吏員の資格を定める規則の一部改正)

第7条 漁業監督吏員の資格を定める規則(平成12年兵庫県規則第25号)の一部を次のように改正する。

本則第3号中「第69条の2」を「第108条」に、「農林水産省組織令(昭和27年政令第389号)」を「独立行政法人水産大学校法(平成11年法律第191号)」に、「水産大学校」を「独立行政法人水産大学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月26日から施行する。ただし、第4条中看護師学生等修学資金貸与規則第11条第1号アの改正規定及び第7条中漁業監督吏員の資格を定める規則本則第3号の改正規定(「第69条の2」を「第108条」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。